

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする

○ 医師の指定及び辞退

○ 保安林の指定の解除

○ 保安林の指定予定

○ 〃

○ 〃

○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 〃

【公告】

○ 一般競争入札の実施

○ 随意契約の相手方の決定

○ 土地改良区役員の退任届

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

環境管理課

指導監査室

〃

〃

障害福祉課

〃

〃

治山課

〃

〃

水産課

道路整備課

〃

危機管理課

新型コロナウイルス

感染症対策室

耕地課

〃

目次

担当課（室）

監理課

〃

建築指導課

〃

〃

〃

経営支援課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

【正誤】

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正の正誤
（県例規集登載）

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

◎岡山県告示第四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 北興化学工業株式会社
住所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号
氏名 代表取締役社長 佐野 健一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 北興化学工業株式会社岡山工場
所在地 玉野市胸上402番地

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後		廃 止		廃 止	
種	類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 (R-5-4)		46-ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (G-1-1)		同左		46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 (R-5-4)		49 農薬製造業の用に供する混合施設 (D-17, D-22)	
能	力	3.2m ³ /回 3~3.2回/日		250m ³ /分		500L/分		3.2m ³ /時		1.5t/回×2基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間		同左		同左		-		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		同左		-		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4	8	0.5	1	同左	4	8	0.5	2.9	
	p H	0.5~2.5		0.5~2.5			0.5~2.5		6.5~7.5		
	C O D (mg/L)	300	400	2,600	3,100		300	400	157	213	
	S S (mg/L)	33	57	33	57		33	57	33	57	
	油 分 (mg/L)	32	41	32	41		32	41	32	41	
	T-N (mg/L)	19	38	19	38		19	38	19	38	
	T-P (mg/L)	6	10	6	10		6	10	6	10	
	ベンゼン (mg/L)	-	-	<0.01	0.1		-	-	-	-	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和4年2月4日から同月25日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

◎岡山県告示第四十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション無限大

2 所在地

岡山県都窪郡早島町若宮三七〇六一六 エトワールアコオB棟二〇三号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社無限大

2 所在地

岡山県倉敷市粒江二二四五番七号

三 指定年月日

令和四年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇三三三二

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

◎岡山県告示第四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

西粟倉村高齢者生活福祉センターゆうゆうハウス

2 所在地

岡山県英田郡西粟倉村影石九五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人西粟倉村社会福祉協議会

2 所在地

岡山県英田郡西粟倉村影石九五―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年一月二十七日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇二五五

五 サービスの種類

通所介護

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

◎岡山県告示第四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

イケヤ医院こぼとヘルパーステーション

2 所在地

岡山県真庭市久世二九二二三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人イケヤ医院

2 所在地

岡山県真庭市久世二九二二六番地三

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年一月二十七日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇〇六一七

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第五十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和四年一月十八日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

宮島 孝直

肢体不自由、心臓、肝臓

医療法人敬和会近藤医院

真庭市勝山一〇七〇

池田 健二

音声言語・そしゃく、肢体不自由

荘内クリニク

玉野市迫間二二三八―二

高山 裕基

肢体不自由、心臓、小腸

医療法人社団和風会中島医院

津山市田町一二二

今井 斎博

肢体不自由、心臓、小腸、肝臓

医療法人社団和風会中島医院

津山市田町一二二

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

上田 毅

ぼうこう・直腸、小腸

医療法人平野同仁会津山第一病院

津山市中島四三八

福島 和久

聴覚・平衡、音声言語・そしゃく

耳鼻咽喉科福島医院

真庭市多田三三一―一

◎岡山県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

浅口郡里庄町大字浜中字皿池五八一の八・一二九六の一・一二九七の一・一二九八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び里庄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

◎岡山県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市川面町字上一三二七の一、一三二七の二、字大平一三二八、一三二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上一三二七の一・字大平一三二八・一三二九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市津川町今津字平山上へ五四八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町楠字家上二五四、字小峪二五九、字峪三一三、三一四、三二四、三二九、三三五から三三八まで、字段三一六の一、三五三の一から三五三の三まで、三五三の五、三五三の七から三五三の一二まで、字段畑三二五、三二七、字木原三三〇、字賢行谷三三二の一、三三三の一、三三三の三、三三三の五、三三三の九、三三三の一二、三三三の二三、字木戸ノ上三五〇の三、三五〇の四、字新大畑三五一の一、字松峪三五四の一、字小前三五七の一、字大谷三六〇の一、三六〇の二、三六〇の五、字戸立三六一の一から三六一の三まで、三六一の六から三六一の一二まで、三六一の一四から三六一の二〇まで、字虬三六四の一から三六四の五まで、字梅木峪三六六の一、三六六の二、三六六の四、三六九、字笹ヶ虬三六七、三六八の一、三六八の二、字シデノ木峪三七〇、三七一、字合当畑三七二、字ヤレ畑三七四の一、三七四の二、字シヤレ畑三七五の一、三七五の二、字新田畑向三七六の一、字葛峪三七七の一、三七七の三、字かげ谷三八七、三八九から三九一まで、三九四から三九七まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区
- 二 区分 主として機船船びき網漁業を営む漁業

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

◎岡山県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加茂奥津線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
苦田郡鏡野町大町字川ノ平九〇三番二地 先から 苦田郡鏡野町大町字川平九〇二番三地先 まで	新	五・〇 一・一・二	一五八・五
苦田郡鏡野町大町字川ノ平九〇三番二地 先から 苦田郡鏡野町大町字川平九〇二番三地先 まで	旧	三・六 一〇・四	一五八・五

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

◎岡山県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	加茂奥津線	苫田郡鏡野町大町字川ノ平九〇三番二地先から 苫田郡鏡野町大町字川平九〇二番三地先まで	令和四年二月四日

〔四四〕 防災無線に關する規定の運用を改める關係について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年二月四日

岡山市長 田原 豊 大

1 調達内容

- (1) 調達件名
防災情報ネットワーク及び震度情報システム運用保守業務
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び防災情報ネットワーク及び震度情報システム運用保守業務仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に

相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年度に県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和3年岡山県告示第237号(役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、業務種目の大分類が「1建物等の保守管理」、小分類が「4無線通信設備保守」であり、格付区分がAであるものであること。
- (2) 平成18年度以降、元請負人として、都道府県が発注した多重無線設備及び衛星無線設備を含む防災行政無線システム点検保守業務の請負実績を有する者であること。
- (3) 電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)第24条の2に規定する登録を受けた保守点検事業者であり、固定局、基地局、陸上移動局及び地球局の保守点検を行うことができる者であること。
- (4) 法第40条第1項第4号に規定する第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令(平成13年政令第245号)第2条第3項第1号に規定する第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍しており、適宜この公告に示した業務について補助又は支援の体制をとることができること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

いこと。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

電話 (086) 226-7234

(2) 申請書の提出期限

令和4年2月18日(金) 正午

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課防災通信班

電話 (086) 226-7294

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年2月4日(金) から同年2月18日(金) まで(県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日)をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、1キログラム未満であるので、注意すること。

なお、入札説明書等のうち、仕様書を除くものについては、岡山県危機管理課ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望するものは、参加資格確認申請書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和4年2月4日(金) から同年2月18日(金) まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

(1)の場所と同じ。

ウ 提出方法

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

5 入札及び開札

(1) 日時及び場所

令和4年3月18日（金） 午後1時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室（岡山県宁地下1階）

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をして、郵送等により、令和4年3月17日（木）の午後5時までに4(1)の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の参加資格確認申請書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Operation and Management of Disaster Prevention Information Networks and Seismic Intensity Information Systems

(2) Contract period :

From contract date through 31 March 2027

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

- (3) Fulfillment place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1PM, Friday, 18 March 2022
(tenders sent by mail must be received by 5:00PM 17 March 2022)
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Crisis Management Division, 2-4-6,
Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, 700-8570, Japan
TEL 086-226-7294

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

〔四五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
岡山県新型コロナウイルス感染症に係る無料検査事業支援業務
- 二 契約期間
令和三年十二月二十二日から令和四年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県保健福祉部保健福祉課新型コロナウイルス感染症対策室
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年十二月二十二日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
近畿日本ツーリスト株式会社岡山支店
岡山市北区下石井二―一―三
- 六 契約金額
六五、五一五、七二九円（うち消費税及び地方消費税の額五、九五五、九七五円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当するため

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

〔四六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
土地改良区役員の退任の届出があった。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝間田土地改良区

二 退任役員

退任役員

氏名

山本 順平

住所

勝田郡勝央町勝間田七六

理事監
事の別
理事

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

〔四七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備別所池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備別所池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和四年二月四日から同月二十五日まで
- 四 縦覧の場所
倉敷市役所
- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（用排水施設整備 近平第5地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（用排水施設整備 近平第5地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和四年二月四日から同月二十五日まで
- 四 縦覧の場所
津山市役所

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

〔四八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

早島町町内一円	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和三年十一月十九日から 令和四年三月三十一日	測量期間

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

〔四九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区小山から同区平山地区内	測量区域
公共測量（基準点測量、水準測量）	測量の種類
令和四年一月二十一日	終了年月日

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

〔五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年二月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後九三―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅前二丁目八―二一コーポ谷本二〇二

鷲野 真優

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月十日岡山県指令建指第三四二号

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

〔五一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市下市字寺田一〇五、一〇五一、一〇五二三、九四一三、九四一一二、九

四一一三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市日古木五九〇

東本地所株式会社

代表取締役 東本 純司

三 許可年月日及び許可番号

令和四年一月二十六日岡山県指令建指第三九〇号

令和4年2月4日 岡山県公報 第12367号

〔五二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市下市字寺田一〇五、一〇五一、一〇五二三、九四一三、九四一二、九

四一一三

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市日古木五九〇

東本地所株式会社

代表取締役 東本 純司

五 許可年月日及び許可番号

令和四年一月二十六日岡山県指令建指第三九〇号

〔二〕令和二年三月二十四日付け公布岡山県告示第四百四十四号（岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正）に誤りがあった。

頁・行	
一・六	<p>第二条中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。</p> <p>十七 事業継続力強化等関連保証 中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する事業継続力強化関連保証又は同法第五十五条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証をいう。</p> <p>第二条第十四号の次に次の一号を加える。</p> <p>十五 事業承継特別保証 事業承継特別保証制度要綱（二〇一九一二一七中庁第四号）に基づく信用保証制度をいう。</p>
誤	<p>第二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号の前に次の一号を加える。</p> <p>十四 事業承継特別保証 事業承継特別保証制度要綱（二〇一九一二一七中庁第四号）に基づく信用保証制度をいう。</p> <p>第二条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。</p> <p>十六 事業継続力強化等関連保証 中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する事業継続力強化関連保証又は同法第五十五条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証をいう。</p>
正	